

平成 29 年度

定期監査(前期)結果報告

市民生活部 地域福祉課保健センター

建設経済部 都市計画課

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 5 号

平成 30 年 4 月 20 日

田川市議会議長 吉岡恭利 殿
田川市長 二場公人 殿

田川市監査委員 丸谷芳昭

田川市監査委員 高瀬富士夫

定期監査（前期）結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

市民生活部	地域福祉課保健センター	2
建設経済部	都市計画課	11

1 監査の対象

市民生活部 地域福祉課保健センター
建設経済部 都市計画課

2 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月末日までの財務等に関する事務の執行

3 監査の期間

平成 29 年 11 月 22 日から平成 30 年 3 月 20 日まで

4 監査の方法

平成 29 年 4 月 1 日から同年 10 月末日まで（一部平成 28 年度を対象）の財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

5 監査の結果

事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

1 事務の概要

(1) 保健センター

事務事業	主な概要
1 母子保健事業に関すること	① 母子健康手帳交付 ② 妊婦健康診査 ③ 乳幼児健診（4ヵ月児、8ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳児） ④ 離乳食教室 ⑤ おやつ教室 ⑥ 親子ふれあい教室 ⑦ 新生児及び乳幼児訪問事業
2 健康増進事業に関すること	① 健康手帳交付 ② 特定健診（身体測定、血圧、尿検査等） ③ 健康診査（がん検診、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、ヤング健診） ④ 特定保健指導事業 ⑤ 健康教室（生活習慣病予防栄養教室、ヨガ教室）
3 予防接種事業に関すること	① BCG ② 四種混合 ③ 二種混合 ④ MR（麻しん、風しん） ⑤ 日本脳炎 ⑥ 子宮頸がん ⑦ ヒブ（インフルエンザ菌b型） ⑧ 小児用肺炎球菌 ⑨ 水痘 ⑩ B型肝炎 ⑪ 高齢者用インフルエンザ ⑫ 高齢者用肺炎球菌
4 介護予防事業に関すること	① 生きいき健康教室 ② 健康出前講座 ③ 70歳のための健康講座 ④ 高齢者相談会 ⑤ 健康スリム教室 ⑥ のびのびヨガ教室 ⑦ 食生活改善推進会支援事業 ⑧ 人材育成事業 ⑨ トランポリン健康運動教室 ⑩ ライジングゼファーフクオカ健康教室
5 田川地区急患センターに関すること	① 田川地区急患センターの管理及び運営に関する こと ② 田川地区急患センター運営委員会に関する こと ③ 田川地区急患医療事業基金に関する こと

2 職員の配置状況（平成 29 年 11 月 1 日現在）【合計人数 20 人】

（単位：人）

	課長	係長	主任	主事	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	計
地域福祉課	1							1
保健センター		1	2	4	1	10	1	19
計	正規職員 8 名 (40.0%)				臨時職員等 12 名 (60.0%)			20

（単位：人）

	事務職	保健師	看護師	助産師	管理栄養士	計
正規職員	3	5				8
臨時職員等	4	1	3	3	1	12
計	7	6	3	3	1	20

3 予算の執行状況（平成 29 年 10 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1) 一般会計

歳入

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入 未済額	収入率	
								対予算	対調定
13	02	03	衛生費国庫補助金	1,236,000	0	0	0	0.00	***. **
14	02	02	民生費県補助金	74,000	0	0	0	0.00	***. **
14	02	03	衛生費県補助金	1,662,000	0	0	0	0.00	***. **
19	04	03	雑入	7,952,000	1,595,280	1,582,280	13,000	19.90	99.19
			会計合計	10,924,000	1,595,280	1,582,280	13,000	14.48	99.19

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
02	01	18	諸費	26,000	0	26,000	0.00
03	01	01	社会福祉総務費	149,000	56,898	92,102	38.19
03	01	05	介護保険費	27,529,000	4,082,645	23,446,355	14.83
04	01	01	保健衛生総務費	749,000	192,272	556,728	25.67
04	01	02	母子衛生費	69,801,000	16,416,190	53,384,810	23.52
04	01	03	保健事業費	21,761,000	6,067,684	15,693,316	27.88
04	01	04	予防費	162,987,000	42,626,756	120,360,244	26.15
04	01	06	保健センター費	6,481,000	3,968,429	2,512,571	61.23
04	01	07	診療所費	28,982,000	0	28,982,000	0.00
			会計合計	318,465,000	73,410,874	245,054,126	23.05

(2) 急患医療特別会計

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入 未済額	収入率	
								対予算	対調定
01	01	01	診療費事業収入	63,365,000	31,381,607	31,375,997	5,610	49.52	99.98
02	01	01	急患医療事業費 負担金	46,546,000	11,772,000	11,772,000	0	25.29	100.00
03	01	01	利子及び配当金	21,000	0	0	0	0.00	***. **
04	01	01	一般会計繰入金	28,982,000	0	0	0	0.00	***. **
04	02	01	急患医療事業 基金繰入	27,058,000	0	0	0	0.00	***. **
05	01	01	繰越金	35,356,000	35,356,049	35,356,049	0	100.00	100.00
06	01	01	雑入	41,000	17,300	17,300	0	42.20	100.00
			会計合計	201,369,000	78,526,956	78,521,346	5,610	38.99	99.99

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
01	01	01	一般管理費	181,648,000	61,233,992	120,414,008	33.71
01	01	02	急患医療事業 基金費	17,721,000	0	17,721,000	0.00
02	01	01	予備費	2,000,000	0	2,000,000	0.00
			会計合計	201,369,000	61,233,992	140,135,008	30.41

4 監査結果と指摘事項等

(1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

前回の定期監査において、監査委員から指摘、要望または検討の要請があったものについて、そのてん末について検査した結果、適正な事務処理に改められていた。

(2) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算書を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
精算事務について	精算事務が遅延しているものがあつた。	田川市会計事務規則第 35 条第 2 項「資金前渡を受けた職員は、支払義務の発生後速やかに適正な支払をなし、その支払完了後 7 日以内に精算書を作成し、証拠書類を添え市長の決裁を経て会計管理者に送信しなければならない。」	指摘 期限内に精算を行うこと。
	精算書添付の領収書が債権者（資金前渡金支払者）からのものではなく、債権者がホテルに支払った領収書が添付されていた。	田川市会計事務規則第 35 条第 2 項「資金前渡を受けた職員は、支払義務の発生後速やかに適正な支払をなし、その支払完了後 7 日以内に精算書を作成し、証拠書類を添え市長の決裁を経て会計管理者に送信しなければならない。」	指摘 債権者（資金前渡金支払者）からの領収書を添付すべきである。

(3) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
契約書記載事項について（スマイルゼファー教室）	契約書に契約代金の支払方法等の記載がない	田川市契約事務規則第 30 条第 1 項第 6 号契約書に掲げる事項「契約代金の支払い又は受領の時期及び方法。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

請書の作成について (離乳食フードモデル購入)	請書が作成されておらず、見積書を請書に代えてもいないものがあった。	田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を省略する場合には、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、かし担保期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
予定価格の設定について	執行伺における複数物品内訳書に予定価格が記載されていなかった。	執行伺書及び契約伺書の運用マニュアルにおける、複数物品内訳書様式による。	指摘 適切な事務処理を行われたい。
見積金額の提示について (浄化槽維持管理業務)	浄化槽を保健センターと総合体育館で共同使用しているが、維持管理委託契約は施設毎に締結している。しかし、見積書の金額は保健センター分だけではなく総合体育館との合計金額になっていた。	執行伺作成時から保健センター分の設計金額、予定価格となっている。	指摘 見積金額は、保健センター分だけの提出を求めるべきである。
業務仕様書の取扱いについて (健(検)診業務委託契約)	業務仕様書が別冊になっていた。	健(検)診業務委託契約書第 3 条第 1 項「甲(田川市)の指示監督に基づき、委託業務を実施しなければならない。」	注意 仕様書は業務内容の指示書であり、双方の確認事項でもあるので、契約書の一部として取り扱うべきである。

(4) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書について検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第 49 条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。

(5) 委託料の支出状況について

監査対象期間中の委託料の支出状況について検査した結果、委託内容の履行確認が確実に行われ、適正に支出されていることが確認された。

(6) 財産管理事務について

○ 備品の管理状況

備品の管理事務について、本課所管の備品を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	備品の登録手続きをしていないものがあった。	田川市財務規則第41条第1項「物品管理者は、備品一覧及び異動備品一覧表を備えて備品の状況を明らかにしなければならない。」同規則第58条第2項「この規則に規定する帳票等のうち、次の各号に掲げるものについては、電子情報として登録し、及び調整するものとする。」 (1)第41条第1項に規定する備品管理簿等	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい

(7) 負担金、補助及び交付金の支出状況について

監査対象期間中に支出された負担金、補助及び交付金の支出状況を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
負担金額の根拠について (田川地域救急医療協議会)	負担金額の積算根拠となるものがない。	予算編成方針「負担金については、負担義務や積算根拠となる規約等に基づいて計上すること。」	検討 負担金額の積算根拠について、事務局である県と協議を行い明確化されたい。

(8) 基金の管理について

田川市財務規則第56条の規定により「課長等は、所管する基金について基金台帳(様式第34号)を備え、その状況を明らかにしておかなければならない」となっている。基金の管理について検査した結果、適切な事務処理であった。

(9) 特定健診受診状況等について

ア 平成 25～29 年度における特定健診受診率の推移

(単位：人、%)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末現在)
対象者数	8,205	8,016	7,838	7,478	8,113
受診者数	2,117	2,255	2,331	2,438	828
受診率	25.8	28.1	29.7	32.6	10.2

イ 筑豊 8 市における特定健診受診率の状況 (平成 28 年度実績)

(単位：人、%)

	飯塚市	直方市	中間市	宮若市	嘉麻市	行橋市	豊前市
対象者数	19,444	8,900	7,858	4,556	7,207	11,558	4,601
受信者数	9,705	2,436	2,639	1,406	2,947	4,340	1,344
受診率	49.9	27.4	33.6	30.9	40.9	37.5	29.2

本市では、市民が健康で心豊かに暮らすための取り組みを総合的に推進するため、「健康たがわ 21 推進計画 (H23～32 年度)」を策定し様々な事業を実施している。しかし、病気の早期予防、重症化予防のため、特に有用と考えられる特定健診の受診率は向上してきてはいるものの、30%を若干上回る程度の低位にとどまっており、近隣市にはかなり高い受診率の市もあるため、その取組状況を参照とするなどにより、さらなる改善を図ってほしい。

(10) 行革 (事務改善) の取組状況と効果について

【平成 28 年度の取組状況】

特記事項なし

【平成 29 年度の取組状況】

○ 特定健診受診率向上の取り組み

- ア 防災行政無線による周知・啓発を開始した。(新規)
- イ 出張健康相談を開始した。(新規)
- ウ 対象者への受診券及び受診勧奨通知の送付 (継続)
- エ 広報紙による周知 (継続)
- オ 集団健診実施回数の増加 (継続)

カ 個別健診の実施（継続）

→ 受診率は（上記(9)ーア）のとおり向上してきている。なお、平成 29 年度の受診率は、監査時点で未確定である。

(11) 課のマネジメントについて

ア 職場専門研修

平成 28 年度 0 回、平成 29 年度は調査時点まで 4 回実施しているが、課の課題についてさらなる論議を深めるなど、より積極的な開催によって職員意識の高揚と職場研修風土の醸成に努めていただきたい。

イ 職場人権研修

平成 28 年度が 2 回、平成 29 年度が調査時点まで 0 回と低調な状況であるが、人権問題への取組は全体の奉仕者たる公務員の原点を学ぶものであり、全ての公務の基本に位置づけられるものであることを再認識し、積極的に取組を行っていただきたい。

(12) その他の特記事項

ア 国保担当課との連携強化について

国保会計において、被保険者 1 人あたりの医療費は県（市町村）平均を上回り、一般会計からの繰入金も高い水準にあることから、これまで以上に国保担当課（市民課）との連携を強化し、主として次の諸点からの取組が必要である。

- ① 特定健診受診率の向上のため、筑豊各市の中では本市より高い水準にある飯塚市、嘉麻市の取組状況を分析し、採り入れること。
- ② 保健師の増員と効果的な配置について総務課と十分協議を行うこと。
- ③ 生きいき健康教室の実績と取組効果の分析結果をまとめたことは画期的であり、参加者と不参加者における健康度合いや医療費、要支援、要介護度などの差がデータとして明確に表れている。この分析結果を広く市民に公表し、現在市内 40 箇所の公民館などで行われている健康教室を鋭意増加させてほしい。

イ がん検診の啓発等について

田川市は、がん死亡率が全国的に高い状況にあり、その反面、がん検診の受診率は低位にとどまっている。このため、平成 30 年度から、県下では初めてセット受診により負担額を軽減するサービスを導入したことは評価すべきであり、これを広く市民に周知・啓発し、受診率向上

に繋げてほしい。

ウ 市立病院との連携強化について

市立病院（市民病院）を有する本市の特性・メリット面を積極的に活かし、病気や介護の予防など、市民の健康づくり全般において市立病院との連携強化に努めてほしい。

建設経済部 都市計画課

1 事務の概要

(1)都市政策係

事務事業	主な概要
1 国土利用計画法に関すること	① 市内における 5,000 m ² 以上の土地売買等の届出に関すること ② 無届実態把握調査の実施に関すること
2 開発許可に関すること	都市計画法及び同法施行規則に係る開発許可の手続きに関すること
3 街路事業計画の策定及び実施に関すること	① 中央団地川宮線整備事業（県街路事業）における支援業務及び市負担金の支出に関すること ② 都市計画道路検証結果に基づく廃止路線の都市計画決定に関すること
4 田川市都市計画審議会に関すること	委員 12 名【任期：H29.6.1～H31.5.31（2年間）】
5 建築物の都市計画上の調査に関すること	建築主が建築確認申請に添付する調査報告書の作成に関すること
6 都市計画図等売払いに関すること	① 総括図（1/15,000） 1,000 円 ② 白 図（1/15,000・10,000・2,500） 各 600 円
7 屋外広告物の掲示許可、除去等に関すること	県条例による屋外広告物の表示または掲出する物件の設置を行う際の許可申請手続きに関すること
8 国道及び県道の整備に関すること	① 各道路期成会による陳情等の活動に関すること ② 田川直方バイパス延伸事業（県事業）における支援業務に関すること

(2)都市拠点整備推進係

事務事業	主な概要
1 都市再生整備計画事業に関すること	① 都市再生整備計画の策定に関すること ② 市街地道路整備事業に関すること ③ 田川伊田駅前広場整備事業に関すること ④ 田川伊田駅駐輪場移設整備事業に関すること ⑤ 補助金の申請及び各種事業報告に関すること
2 旧田川東高校跡地活用計画に関すること	旧田川東高校跡地整備事業に関すること

(3)緑化・公園係

事務事業	主な概要
1 都市公園等の維持管理に関すること	① 都市公園（丸山公園他 17ヶ所） ② その他の公園（市民広場他 13ヶ所） ③ 小規模運動場（糀小規模運動場他 3ヶ所） ④ 運動公園（下位登運動公園） ⑤ ジョギングロード（彦山川河川敷） 計 38ヶ所
2 公園施設長寿命化対策事業に関すること	補助金の申請及び各種事業報告に関すること
3 児童遊園等の維持管理に関すること	① 児童遊園（伊田他 18ヶ所） ② 小規模児童遊園（糀井大原他 12ヶ所） ③ ちびっこ広場（産業セメント他 47ヶ所） 計 80ヶ所
4 緑化の推進及び指導に関すること	田川市緑化推進委員会に関すること 委員 15名【任期：H29.4.1～H32.3.31（3年間）】
5 公園整備に関すること	丸山公園、成導寺公園等の整備事業に関すること

2 職員の配置状況（平成 29 年 11 月 1 日現在）【合計人数 17 人】

	課長	企画官	課長補佐	係長	主任	主事	嘱託職員	臨時職員	計
都市計画課	1	1	2	—	—	—	—	—	4
都市政策係				(1)	2	1	1	—	4
都市拠点整備推進係				1	3	2	—	—	6
緑化・公園係				(1)	1	—	1	1	3
計	正規職員 14名 (82.4%)						嘱託職員等 3名 (17.6%)		17

※（ ）は課長補佐の兼務

3 予算の執行状況（平成 29 年 10 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)都市政策係

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
12	01	06	土木使用料	94,000	29,690	29,690	0	31.59	100.00
12	02	03	土木手数料	148,000	369,000	369,000	0	249.32	100.00
12	03	01	証紙収入	1,000	1,500	1,500	0	150.00	100.00
14	01	04	県事務委譲交付金	353,000	0	0	0	0.00	0.00
14	03	03	土木費県委託金	37,000	0	0	0	0.00	0.00
15	01	01	財産貸付収入	115,000	115,560	115,560	0	100.49	100.00
19	04	03	雑入	329,000	19,800	19,800	0	6.02	100.00
			会計合計	1,077,000	535,550	535,550	0	49.73	100.00

歳出 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
08	04	01	都市計画総務費	6,767,000	3,188,760	3,578,240	47.12
08	04	02	街路事業費	85,631,000	58,355,400	27,275,600	68.15
			会計合計	92,398,000	61,544,160	30,853,840	66.61

(2)都市拠点整備推進係

歳入 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
13	02	05	土木費国庫補助金	89,807,000	0	0	0	0.00	0.00
			会計合計	89,807,000	0	0	0	0.00	0.00

歳出 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
08	04	01	都市計画総務費	337,000	2,960	334,040	0.88
08	04	05	市街地整備事業費	175,139,000	4,397,146	170,741,854	2.51
			会計合計	175,476,000	4,400,106	171,075,894	2.51

(3)緑化・公園係

歳入 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
12	01	06	土木使用料	148,000	175,890	156,880	19,010	106.00	89.19
			会計合計	148,000	175,890	156,880	19,010	106.00	89.19

歳出 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
03	02	05	児童福祉施設費	2,782,000	2,262,485	519,515	81.33
06	03	01	緑化推進事業費	5,000,000	5,000,000	0	100.00
08	04	03	公園費	112,632,000	53,986,920	58,645,080	47.93
			会計合計	120,414,000	61,249,405	59,164,595	50.87

4 監査結果と指摘事項等

(1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

前回の定期監査において、監査委員から指摘、要望または検討の要請があったものについて、そのてん末について検査した結果、ほぼ良好な事務処理に改められていたが、次のとおり改善が必要なものがあつた。

項目名	指摘事項	現在の状況
前金払のてん末報告について	前金払について、規則に定められた会計管理者への報告がなされていないので、改善されたい。	文書による報告が行われていなかった。 ※「(5)委託料の支出状況について」で記載
行政財産の使用許可について	「旧田川東高等学校跡地の使用許可の期間を自動更新としていること」について、早急に改善されたい。	更新の手続きがなされていない。 ※「(6)財産管理事務について」で記載

(2) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続きについて検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であつた。

(3) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約 40 件のうち 25 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
記名押印について (児童遊園(川宮・小姓町)看板作成設置業務委託ほか2件)	見積書を請書に代える場合の業者の記名押印のないものがあつた。	田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を省略する場合には、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、かし担保期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 ※本件規定については、やや誤解を招く部分もあると思われるので、監査から契約管理課に検討を促したい。
契約保証金の免除について(城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託)	契約保証金の免除規定の引用条項が該当しなかつた。(当該契約は契約金額が50万円以上)	同規則第 27 条「…ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。…(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。」	指摘 適切な事務処理を行われたい。

<p>収入印紙の貼付について (平成 29 年度緑化推進事業委託、城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託、石炭記念公園排水路復旧工事)</p>	<p>契約書に収入印紙の貼付がないものや印紙税額に誤りのあるものがあった。</p>	<p>①印紙税法第 3 条「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第 5 条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。」 ②建設工事の請負に係る契約のうち、記載金額が 100 万円以上を超えるもので、H26. 4. 1～H30. 3. 31 に作成されたものは、印紙税の軽減措置となる。</p>	<p>指摘 適正な事務処理に改められたい。</p>
--	---	--	-------------------------------

(4) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を 10 件検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第 49 条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。

なお、県との協議等の重要なものについては、課で統一した取扱いとして協議録を作成することとしていた。

(5) 委託料の支出状況について

監査対象期間中に締結した委託契約のうち 12 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。(今年度完了していないものについては前年度分で確認)

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
<p>委託内容の履行確認について (城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託)</p>	<p>①受託者から毎月の業務日誌及び業務完了写真の提出がないため、履行確認が行われていなかった。 ②前金払の会計管理者へのてん末報告が文書でなされていなかった。(前回監査の指摘事項)</p>	<p>①業務仕様書 4「毎月の業務完了後、業務日誌及び業務完了写真を甲に提出するものとする。」 ②田川市会計事務規則第 37 条第 2 項「前金払いを受けた者が、債務を履行したときは、そのてん末を書類により速やかに市長を経て会計管理者に報告しなければならない。」</p>	<p>指摘 ①受託者に対して仕様書に基づく業務の遂行を指導し、所属長による履行確認を確実に行われたい。 ②規定に沿った事務処理を行われたい。</p>

(6) 財産管理事務について

ア 備品の管理状況

備品管理簿等は、田川市財務規則第 58 条第 2 項の規定により電子情報として登録されている。平成 25 年 9 月(平成 25 年度の行政監査「備品の管理について」の対象期間以降)～平成 29 年 10 月に購入した本課所管の備品について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	備品購入費で購入した備品で、備品登録手続きをしていないものがあった。 (エンジンヘッドトリマ(H25)、資材物置(H28)) ※資材物置については取得価格が10万円以上であるため <u>重要備品</u>	田川市財務規則第41条第1項「物品管理者は、備品一覧及び異動備品一覧表を備えて備品の状況を明らかにしなければならない。」同規則第58条第2項「この規則に規定する帳票等のうち、次の各号に掲げるものについては、電子情報として登録し、及び調製するものとする。 (1) 第41条第1項に規定する備品管理簿等」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

イ 郵便切手の管理状況について

郵便切手の管理状況について検査した結果、切手は金種ごとに管理されており、現在の残数については帳簿と現物が適合している。

ウ 行政財産の使用許可について

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。この規定に基づき、田川市財務規則第30条により市長は行政財産の使用を許可することができる。とされている。

これらの行政財産使用許可について、申請書等を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
行政財産使用許可の手続きについて	都市公園や児童遊園等の使用及び占有許可に関して財政課へ事前合議を行っていなかった。	田川市財務規則第27条「課長等は、次に掲げる事項については事前に財政課長に合議しなければならない。(1)～(4)省略(5)行政財産(道路、水面及びこれに附属する土地を除く。)の目的外使用許可に関する事項」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
	使用許可の更新の手続きが行われていないものがあった。(旧田川東高等学校跡地の同窓会記念碑用地としての使用許可)	田川市財務規則第30条「2 前項の規定による使用許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、…1年以内とすることが著しく実状にそわない場合に限り3年以内とすることができる。 3 行政財産の使用許可は、更新することができる。…」	指摘 申請者に更新の手続きをするよう指導すること。

(7) 時間外勤務の状況について

平成 28 年度及び平成 29 年 4～10 月分の時間外勤務の実績（月別、個人別の実績時間数）について検査した結果、特定の職員に業務が集中している状況が見られた。現在、都市計画課では、本来の業務に加え、他課からの受託事業（田川伊田駅舎改修事業の設計業務等）も行われているが、1人しかいない建築技師に業務が集中する傾向にある。所属長は、他課との連携のあり方を含め、職員配置や業務分担の見直し、業務の効率化を図り、職員の健康管理には十分配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めてほしい。

(8) 行革(事務改善)の取組状況と効果について

【平成 28 年度・29 年度の取組状況】

ア 課内でパソコンのグループウェアのスケジュール機能の利用の徹底化を図った。

→ 各職員のスケジュールの把握が容易にできるようになった。

イ 課内資料や回覧文書等をパソコンの共有のファイルサーバー及びファイルボックスに保存することにした。

→ 各職員が容易に必要な資料等を確認することができ、業務遂行がスムーズになった。

※ なお、具体的な効果（人件費、時間等）については、監査時点では把握されていない。

(9) 課のマネジメントについて

ア 職場専門研修

専門研修参加後のフィードバックが復命書による情報共有のみにとどまっている点を含め、課の課題に対する問題意識の高揚と職員育成の観点から、課長及び職場研修推進員を中心に職場専門研修の積極的な開催を心がけてほしい。

イ 職場人権研修

職場人権研修はこの 2 年間未実施であった。人権問題への取組は全体の奉仕者たる公務員の原点を学ぶものであり、全ての公務の基本に位置づけられるものであることを再認識し、積極的に取組を行っていただきたい。

(10) 付 言

後藤寺地区の中心市街地にあり、現在閉鎖されている旧後藤寺バスセンター（ターミナル）については、①まちの景観・美観上の問題、②危険家屋としての多大なリスク、③交通拠点施設喪失に伴う市民の利便性の後退、④市が推進している交流人口・観光促進への悪影響など様々な問題を内包している。

民間の物件であることや、予算面などの克服すべき課題があることは認識するが、本市の中心市街地形成はもとより、地域経済全体や公益性の面からも優先的に対策・対応を講ずるべきではないかと考える。